

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載の「徳島県農林土木委託業務共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第3条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（履行報告）

- 第4条** 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

（業務内容）

- 第5条** 調査地域は、吉野川下流域2市4町（徳島市、鳴門市、石井町、板野町、藍住町、北島町）及び那賀川下流域2市（阿南市、小松島市）とする。
- （1）塩分濃度調査
現在把握している農業用地下水揚水施設の地下水を採取し、電気水質計により電気伝導を測定し、塩分濃度に換算する。
 - （ア）揚水施設作動時の流水（最低3分間の放水後）の塩分濃度を測定すること。溜水は不可とする。
 - （イ）対象施設は、吉野川下流域と那賀川下流域で、その箇所は別途指示する。
そのうち塩分濃度調査は54箇所*2回=108回（検体）とする。
 - （ウ）測定は、7月1回、8月1回の2回測定する。
 - （エ）調査結果は別途指示する様式により整理する。
 - （オ）等濃度線図（コンター図）を作成する。

(2) 水素イオン濃度調査

対象地域のうち、板野郡（板野町、藍住町、北島町）、鳴門市、阿南市及び小松島市を調査地域とする。

(ア) 揚水施設作動時の流水（最低3分間の放水後）の水素イオン濃度を測定すること。

(イ) 対象施設は、上記の農業用井戸31箇所とし、その箇所は別途指示する。そのうち水素イオン濃度調査は31箇所*1回=31回（検体）とする。

(ウ) 測定は、8月1回の測定とする。

(エ) 調査結果は別途指示する様式により整理する。

(3) 納入成果品

納入成果品は、以下のとおりとする。

(ア) 塩分濃度・水素イオン濃度 資料調査報告書一式2部

(イ) " 図面一式2部

(ウ) " データファイル一式